

高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○高島市附属機関設置条例

原 案				修 正 案			
別表（第2条関係） 1 市長の附属機関				別表（第2条関係） 1 市長の附属機関			
名称	担任する 事務	委員 の数	委員の任 期	名称	担任する 事務	委員 の数	委員の任 期
(中略)				(中略)			
高島市ご み処理施 設建設検 討委員会	ごみ処理施設整 備に際し、必要 な事項を調査審 議すること。	10人 以内	3年	高島市ご み処理施 設建設検 討委員会	ごみ処理施設整 備に際し、必要 な事項を調査審 議すること。	10人 以内	3年
高島市ご み処理施 設事業者 選定委員 会	ごみ処理施設整 備および運営事 業に係る事業者 の選定に関し必 要な事項を審査 すること。	5人以 内	2年	高島市地 域福祉計 画策定委 員会	社会福祉法（昭 和2年法律第4 5号）の気鋭に よる地域福祉計 画の作成および 推進に関し必要 な事項を調査審 議すること。	12人 以内	4年
高島市地 域福祉計 画策定委 員会	社会福祉法（昭 和2年法律第4 5号）の気鋭に よる地域福祉計 画の作成および 推進に関し必要 な事項を調査審 議すること。	12人 以内	4年	(以下略)			
(以下略)				2 教育委員会の附属機関 (略)			
2 教育委員会の附属機関 (略)				2 教育委員会の附属機関 (略)			

高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○高島市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償等に関する条例

原 案		修 正 案	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(中略)		(中略)	
高島市ごみ処理施設建設検討委員会委員	日額 5,500円	高島市ごみ処理施設建設検討委員会委員	日額 5,500円
高島市ごみ処理施設事業者選定委員会委員	日額 5,500円	国民健康保険運営協議会委員	日額 5,500円
国民健康保険運営協議会委員	日額 5,500円	(以下略)	
(以下略)			
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
区分	旅費の額	区分	旅費の額
(中略)		(中略)	
高島市ごみ処理施設建設検討委員会委員		高島市ごみ処理施設建設検討委員会委員	
高島市ごみ処理施設事業者選定委員会委員		国民健康保険運営協議会委員	
国民健康保険運営協議会委員		(以下略)	
(以下略)			